

平成 29 年 8 月 7 日

お客様各位

ヤマゲン証券株式会社
代表取締役社長
安永 博幸

弊社に対する証券取引等監視委員会による勧告について

平成 29 年 8 月 4 日、証券取引等監視委員会より、弊社に対する検査結果に基づき、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して行政処分を行うよう勧告が行われました。

弊社では、この度の行政処分勧告を厳粛に受け止めますとともに、早急に問題点の改善を図り、経営管理態勢・業務運営態勢及び内部管理態勢の一層の強化・充実に向け、役職員一同全力で取組んで参る所存でございます。

このような事態が発生したことは誠に遺憾であり、株主・お客様、取引先をはじめとする全ての関係者の皆様にご迷惑おかけいたしましたことを深くお詫び申し上げます。

以上

【本件に関するお問合せ先】

ヤマゲン証券株式会社
コンプライアンス法務部
電話 (03) 5614-9981